

第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金のご案内

要請期間：令和3年9月1日（水曜日）から9月30日（木曜日）まで

申請受付期間：令和3年9月24日（金曜日）から11月4日（木曜日）まで

令和3年9月1日から9月30日の間、施設の休業および営業時間短縮の要請にご協力いただいている大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて**営業時間短縮等協力金**を支給いたします。

主な支給要件

- 大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有すること
※ 食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗であること
- 令和3年9月1日から9月30日までの期間において、以下の①又は②のいずれかの要件を満たすこと

①通常午後8時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで、午後8時までに営業時間を短縮又は休業すること。
注 通常営業において、酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含みます。

②通常午後8時までの時間帯に営業している、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること。
注 酒類及びカラオケ設備の提供を元々行っておらず、通常、午後8時までの時間帯のみ営業している店舗は、第8期協力金（早期給付を含む）の支給対象外となります。

要請期間

全期間 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）＜30日間＞

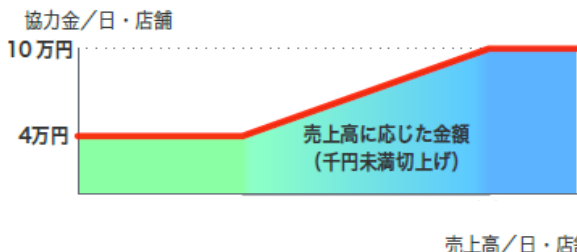
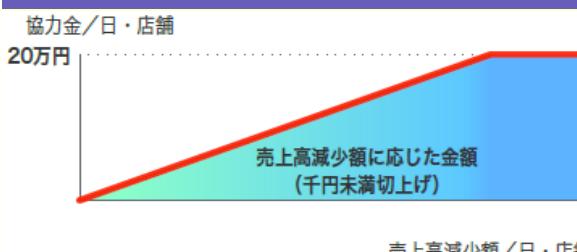
期間1 令和3年9月1日（水）～9月12日（日）＜12日間＞

期間2 令和3年9月13日（月）～9月30日（木）＜18日間＞

※ 期間1又は期間2のいずれかのみ要請を遵守した場合も、本協力金の対象となります。

支給額

飲食業の売上高、または売上高減少額に応じて、支給額が決定します。

	支給額	売上高方式（イメージ）
売上高方式 （中小企業等）	4～10万円 ／日 × 日数 ※30日の場合、120～300万円	
売上高減少額方式 （大企業） ※中小企業等も選択可能	0～20万円 ／日 × 日数 ※30日の場合、0～600万円	

※売上高は、消費税・地方消費税を除いた額になります

申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

オンライン申請の メリット

- ・これまでの協力金（第1～7期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

第8期協力金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-8ki/index.html>



※オンライン申請以外にも郵送申請がご利用いただけます。郵送の場合は府民お問合せセンター情報プラザ等に配架の申請書類をご活用いただくか、又は府ホームページから申請書類を印刷してご申請ください。提出期限は令和3年11月4日（木）まで（消印有効）となります。

申請のながれ

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォンから）

①利用者登録
マイページを作成
（事業者として登録）

②申請内容を入力
・対象施設（店舗）の情報
・要請を遵守した内容
・誓約事項等

③必要書類を
アップロード

大阪府へ申請（オンライン）

⑤協力金の支給
申請いただいた
口座に振り込みます

審査の結果、適正と認められる場合

④申請内容の審査
申請内容や書類の不備等が
あればご連絡します

注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

専門家等による申請サポート（無料）〔大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部除く）〕

申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。

実施団体及び問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



協力金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみならずみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（平日、土曜日の午前9時から午後6時まで）

☎ 06-7178-1342

※日曜日を除く。9月23日（木・祝）、11月3日（水・祝）は開設します。

大阪市上乗せ協力金について

大阪市の「上乗せ協力金」の支給要件を満たす店舗は、第8期協力金の申請後に別途大阪市への申請を行うことで、「上乗せ協力金」の支給対象となる場合があります。詳しくは下記の大阪市ホームページにてご確認ください。又は大阪市営業時間短縮協力金コールセンターへお問い合わせください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000543059.html>

◆大阪市営業時間短縮協力金コールセンター：06-6655-0711（月～土曜日、午前9時から午後5時30分まで）※日曜日及び祝日を除く。